



がん患者の アピアランスケア助成事業

がん治療による外見の変化を受けた方に対し、
医療用ウィッグや乳房補正具の購入費用の半額を助成します。

○対象者 以下のすべてに該当する方が対象となります

- ・補正具の購入時かつ申請時点で亀岡市に住民票がある人
- ・がんと診断（疑いを含む）され、その治療を受けた又は受けている人
- ・がん治療による脱毛や乳房の切除をし、令和7年4月1日以降に補正具を購入した人（申請期限：令和8年3月31日）
- ・過去に本市又は他からの同様の助成を受けていない人



○対象となる補正具

▶【区分1】

- ・ウィッグ：がん治療に伴う脱毛に対応するために、一時的に着用する医療用ウィッグ（装着時に皮膚を保護するネットを含む）や帽子（材料を購入して作成した帽子などの材料費を含む）・・・2つまで

▶【区分2】

- ・乳房補正具：補正下着、下着とともに使用するパッド、傷を保護する専用下着・・・2枚まで
- ・人工乳房【体内に埋め込まれたものを除く】・・・片方につき1台



○助成額

購入費用の半額（1円未満の端数は切り捨て） ※補正具1区分につき助成上限5万円まで

○助成回数

同一対象者に対する助成回数は、**補正具1区分ごとに1回を限度**とします。

※ただし、人工乳房に限り、左右の乳房1回ずつ（計2回）の助成を可能とします。

○申請期限

*補正具の購入日が令和7年4月1日～令和8年3月31日

➡*申請期限は令和8年3月31日です*

【お問い合わせはこちら】

亀岡市役所 健康福祉部 健康増進課（1階17番窓口）TEL：0771-25-5004



申請手続きの流れ

申請及び請求方法

- * 亀岡市健康増進課の窓口（亀岡市役所1階17番）に提出
または郵送
- * 亀岡市ホームページ内の該当フォームからWEB申請

必要書類

- ① 亀岡市がん患者のアピアランスケア助成金交付申請兼申請書【様式1】
亀岡市健康増進課の窓口で配布、または亀岡市ホームページからダウンロード
- ② 助成対象者の本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等
- ③ 『病名』『治療内容』『薬剤名(区分1)』の全てが記載され、それに伴う脱毛(区分1)や乳房切除(区分2)をしたことがわかる医療機関発行の書類
- ④ 補正具の購入に係る領収書
- ⑤ 振込先の金融機関名・口座名義・口座番号等が確認できるもの



交付決定の通知

申請時に提出いただいた申請書類の内容を審査し、市から交付・不交付決定通知を郵送します。



助成金の交付

交付が決定次第、指定された口座に助成金が入金されます。

【お問い合わせはこちら】

亀岡市役所 健康福祉部 健康増進課（1階17番窓口）TEL：0771-25-5004